

(参考2) 従事期間及び従事理由の考え方

同一の医療法人等が設置する施設・事業所間の異動・転勤に伴う場合は従事場所の変更はないとみなします。
 (ただし、医療法人立の病院から社会福祉法人立の特別養護老人ホームへの異動などは除く。)

☆…調査時点

従事期間例一覧(1マス 1ヶ月とする)			従事期間	回答番号
主たる業務の資格取得のための学校3月卒業	1年目		1年未満 (9ヶ月従事)	1 新規
	A施設で従事 ☆			
未就業期間	1年目		1年未満 (5ヶ月従事)	4 その他
	A施設で従事 ☆			
1年目	2年目		1年以上2年未満 (1年9ヶ月従事)	5 新規
	A施設で従事 ☆			
未就業期間	1年目	2年目	1年以上2年未満 (1年従事)	8 その他
	A施設で従事 ☆			
1年目	2年目	3年目	1年未満 (9ヶ月従事)	2 再就業
	A施設で従事	未就業期間(A施設離職)		
1年目	2年目	3年目	1年以上2年未満 (1年従事)	6 再就業
	A施設で従事	未就業期間(A施設離職)		
1年目	2年目	3年目	1年未満 (9ヶ月従事)	3 転職
	A施設で従事	未就業期間(A施設離職)		
1年目	2年目	3年目	1年以上2年未満 (1年従事)	7 転職
	A施設で従事	未就業期間(A施設離職)		
1年目	2年目		2年以上 (2年従事)	9
	A施設で従事 ☆			
A施設で従事	未就業期間(A施設離職)	B施設で従事	2年以上 (2年2ヶ月従事)	9
1年目	2年目	3年目	2年以上 (3年従事)	9
	A施設で従事	A施設休職し、在家庭		
在学中	1年目		2年以上 (3年従事)	9
	別の資格でA施設に従事(2年間)	主たる業務の資格でA施設に従事 ☆		
※注意2				

【※注意】

- 産休や育休期間等も従事施設との雇用契約が継続しているので、「継続した従事期間」と考える。休業の場合、届出用紙の右上に『産休中』『育休中』と記載すること。
- 従事とは、看護職員として保健師・助産師・看護師・准看護師のいずれかの業務に従事することを指すため、例えば看護師としては初めての従事であっても、看護師学校在学中に准看護師として従事していれば、新規にはならない。